

# 労働・助成金情報 特急便

第 92 号 (2020 年 6 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

今年も年度更新の時期となりました。年度更新の基本と今回の変更点等をご紹介します。

## <年度更新>

前年に見込みの賃金で算出した「概算保険料」と実際に1年間に支払われた賃金によって算出した「確定保険料」を精算し、同時に当年の概算の賃金で算出した「概算保険料」を申告し納付します。1年分の賃金の見込みで保険料を支払っても、後で実際の賃金で精算するため概算保険料を支払いすぎても少なく支払っても損得はありません。

## 保険料算定の期間

今年は、平成31年4月1日～令和2年3月31日(2019年4月1日～2020年3月31日)

## 労働保険料の賃金とは

- ・賃金 ・賞与
- ・手当(通勤手当・技能手当・住宅手当など)
- ・定期券・回数券(通勤のために支給する現物給与)

兼務役員で、賃金と役員報酬が支払われている場合は、役員報酬を除いた賃金が労働保険料の計算に含まれます。

賃金に含まれないものとしては、役員報酬・退職金・出張旅費・解雇予告手当など

- 労働保険料等は、労災保険料・雇用保険料・一般拠出金をまとめて支払います。

## 労災保険料は、

業種によって保険料率が異なります。そして、正社員だけでなく、パート・アルバイトなどの全ての労働者に支払われた賃金総額に業種ごとに定められた労災保険料率を乗じて算出します。労災が起きた場合に療養にかかった治療費などが、この保険料から支払われます。

## 雇用保険料は、

業種によって保険料率が異なります。雇用保険に加入している労働者に支払われた賃金総額に保険料率を乗じて算出します。失業等の給付がこの保険料から支払われます。

## 一般拠出金は、

料率は業種を問わず1000分の0.02一律で、すべての事業主が負担します。確定納付のみ支払います。「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済のために使用されます。

## <今回の変更点>

### 2020年4月から高年齢労働者の雇用保険料の免除がなくなりました

以前は、高年齢労働者65歳以上の方は、雇用保険料の支払いが免除されていたため年度更新での雇用保険料に高年齢労働者の賃金は含まれていませんでした。しかし今年の年度更新の「概算保険料」には、高年齢労働者の賃金も含めて算出されるようになります。

今年4月分からの雇用保険に加入している高年齢労働者も雇用保険料を控除することになっています。高年齢労働者の雇用保険料が控除されているかを、一度確認されることをお勧めします。

## ● 新型コロナウイルスの影響による変更点

令和2年度の労働保険料等の申告・納付期限が延長されました。

従来は、申告期限 令和2年6月1日～7月10日 全期・第1期の納付期限 令和2年7月10日

延長は、**申告期限 令和2年6月1日～8月31日**

**全期・第1期の納付期限 令和2年8月31日**

※口座振替納付日の全期・第1期の振替納付日は令和2年9月7日を**令和2年10月13日に変更**

延納(分割納付)をしている場合の第2期以降の納付期限は従来通り、第2期は、令和2年11月2日(口座振替は、令和2年11月16日) 第3期は、令和3年2月1日(口座振替は、令和3年2月15日)となります。

**！！便利な口座振替をおすすめします！！**

<メリット>

- ◆ 保険料納付のために、窓口へ行く手間と待ち時間が解消
- ◆ 納付の「わすれ」「おくれ」がなくなります。
- ◆ 手数料がかかりません
- ◆ 保険料の引き落としに最大約2カ月のゆとりができます。
- ◆ 引き落とし前後には、はがきでお知らせが届きます

<口座振替納付の手続き方法>

- ① 申込用紙を厚生労働省ホームページからダウンロード  
「厚生労働省 労働保険 口座振替」で検索
- ② 入手した用紙に必要な事項を記入して金融機関の窓口へ提出

新型コロナウイルスの影響を踏まえて労働保険料等の納付の猶予も行えます。

### 労働保険料等の納付の猶予(特例)

事業にかかる収入に相当の減少があった事業主は、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予されます。納付猶予が認められると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

<要件>

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)、事業にかかる収入が前年同期に比べておおむね**20%以上減少**していること
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること  
※少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮します
- ③ 申請書が提出されていること

<猶予対象となる労働保険料等>

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納付期限が到来する労働保険料等が対象

<申請方法>

- ① 納期限までに申請

令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納付期限が到来している労働保険料等については、**令和2年6月30日までに申請**すれば、納付期限までに申請した場合と同じ取り扱いになります。

全期・第1期分については、**延長後の令和2年8月31日までに申請**

- ② 所轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書(特例)」等を、提出する  
郵送または電子申請でも受付可能。電子申請の場合は、年度更新の申告等の添付書類として申請します。